

答 申

1 審査会の結論

「1 月 26 日～28 日にかけて関西出張に行った 6 名の出張復命書と旅費の精算書」（以下「本件対象公文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、浜田市長（以下「実施機関」という。）がなお不開示とすべきとしている部分については、別表 1 に掲げる部分を開示すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成 28 年 2 月 12 日に本件異議申立人より浜田市情報公開条例（平成 17 年浜田市条例第 20 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づく公文書開示請求があった。
- (2) 実施機関は、本件対象公文書として、次の公文書 9 件を特定した。
 - ア 出張復命書（市長及び市長公室長）
 - イ 出張復命書（地域政策部長）
 - ウ 出張復命書（地域プロジェクト推進室長）
 - エ 出張復命書（水産振興課長及び漁港活性化室長）
 - オ 旅費（精算）請求書兼領収書（市長）
 - カ 旅費（精算）請求書兼領収書（市長公室長）
 - キ 旅費（精算）請求書兼領収書（地域政策部長）
 - ク 旅費（精算）請求書兼領収書（地域プロジェクト推進室長）
 - ケ 旅費（精算）請求書兼領収書（水産振興課長及び漁港活性化室長）
- (3) 実施機関は、本件対象公文書の開示請求に対して、条例第 7 条第 2 号、第 3 号及び第 6 号に該当する不開示情報を除いたものを部分開示決定（以下「本件処分」という。）し、平成 28 年 2 月 19 日に通知した。
- (4) 開示請求者は、本件処分を不服として、平成 28 年 2 月 29 日に行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により実施機関に異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、平成 28 年 4 月 22 日付けで条例第 18 条第 1 項の規定により浜田市情報公開審査会に諮問した。

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

死者が出る災害中に行かなければならない出張か否かを知り、安心又は指導をしたい。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書及び意見書並びに口頭による意見陳述による主張の要旨は、次のとおりである。

ア 自衛隊を呼ぶほどの災害の中行かなければならない出張とはどのようなものかと思い開示請求を行ったが、市長の出張内容がほとんど黒塗りであり、災害の中、本部長でありながらも出張に行かなければならない内容であったかが判断できない。

イ 平成 28 年度当初予算説明資料内の「新規事業等実施に伴う説明シート」に書かれている内容についても本件処分では不開示とされており、整合性がない。少なくとも「新規事業等実施に伴う説明シート」に記載されている内容については、開示されるべきである。

4 実施機関の主張

実施機関の公文書部分開示決定に対する不服申立てに係る意見書及び口頭による意見陳述による主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件対象公文書における個人の氏名、職名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。

また、当該部分は、条例第 7 条第 2 号ただし書のいずれにも該当しないと判断し、不開示とした。

しかしながら、本件対象公文書における上記の情報のうち、近畿大学農学部水産学科准教授の氏名については、その後議会資料において公表したことから、新たに開示することとする。

(2) 条例第 7 条第 3 号該当性について

本件対象公文書における誘致、要望等の相手となる特定の企業や団体の関係者が市長と直接面談したという情報は、公開されるとその訪問の目的や面談の内容にかかわらず、当該企業等の同業者との関係において様々な影響を及ぼすおそれがある。

また、当該部分は、その内容及び性質から、条例第 7 条第 3 号ただし書には該当しないと判断し、不開示とした。

(3) 条例第7条第6号該当性について

本件対象公文書における誘致、要望等の相手となる特定の企業や団体の名称の情報については、公開されると当該相手方において、不快、不信の念を抱き、信頼関係が損なわれ、結果として交渉、要望等に支障を及ぼすおそれがある。

しかしながら、本件対象公文書における上記の情報のうち、一部企業への訪問の目的については、その後議会資料において公表したことから、新たに開示することとする。

(4) 結論

以上のことから、本件処分については妥当であると考え、不開示情報のうち別表2に掲げる部分については、本件処分後に公表した内容であることから、開示することとする。

5 審査会の判断

本件対象公文書について、実施機関がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

(1) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号の規定は、基本的人権尊重の立場から個人のプライバシーを最大限保護するため、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得る情報と、個人の識別は不可能であっても、個人の権利利益を害するおそれがある情報は、原則不開示とすることを定めたものである。

本件対象公文書で不開示とした部分には、個人の氏名、職名等が記録されており、この情報は特定の個人が識別される情報である。

また、これらの情報は、その内容及び性質から、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示が妥当である。

(2) 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号の規定は、法人その他の団体及び事業を営む個人の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し、公正な競争秩序を維持するため、開示することにより事業を行うものの権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報は、原則不開示とすることを定めたものである。

本件対象公文書で不開示とした部分には、市長が訪問した法人等の名称及び面会者が記録されている。

このような特定の法人等に市長が訪問したという情報を公開することにより、当該法人等の営業上及び同業者との対抗関係上において様々な影響を及ぼすおそれがあると認められる。

このため、第7条第3号アに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報であり、同号ただし書に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる」情報に該当しないことから、不開示が妥当である。

(3) 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号の規定は、開示することにより、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、不開示とすることを定めたものである。

本件対象公文書で不開示とした部分には、市長が訪問した相手方の名称、訪問目的及び交渉内容が記録されている。

このような特定の相手方に市長が訪問し、交渉を行ったという情報を公開することにより、当該相手方との信頼関係が損なわれ、結果として当該相手方との交渉等において支障を生ずるおそれがあると認められる。

このため、第7条第6号に規定する「事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報に該当することから、不開示が妥当である。

(4) 条例第8条第1項該当性について

条例第8条第1項の規定は、公文書の原則公開の趣旨から、開示請求に係る公文書に第7条に規定する不開示情報が記録されている場合であっても、当該不開示部分を容易に除くことができるときは、当該不開示部分に有意の情報が記録されていないと認められる場合を除き、当該不開示部分を除いた部分を開示しなければならないことを定めたものである。

本件対象公文書で不開示とした部分には、条例第7条第2号、第3号及び第6号に該当する情報が記録されている部分から容易に区分でき、かつ、有意である情報が確認できるため、当該情報については開示すべきである。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

公文書名	公開すべき部分	
	行	文字
出張復命書(市長及び市長公室長) 報告内容の項(1枚目)	9行目	16字目～27字目
	11行目	15字目～18字目
	14行目	10字目～14字目
出張復命書(市長及び市長公室長) 報告内容の項(2枚目)	5行目	12字目～16字目
	9行目	12字目～16字目
	16行目	24字目～26字目
	30行目	8字目～12字目
	33行目	12字目～16字目
出張復命書(市長及び市長公室長) 報告内容の項(3枚目)	4行目	23字目～26字目
	5行目	24字目～27字目
	7行目	13字目～17字目

※ 行数：上からの数。項目名を含む。 字数：句読点・記号を含む。

別表 2

公文書名	公開する部分	
	行	文字
出張復命書(市長及び市長公室長) 報告内容の項(2枚目)	14行目	16字目～19字目
	17行目	23字目～29字目
	18行目	全部
出張復命書(地域政策部長) 報告内容の項(1枚目)	4行目	18字目～21字目
	8行目	全部
	9行目	1字目～24字目
	10行目	15字目～30字目
	11行目～15行目	全部
出張復命書(地域プロジェクト推進室長) 報告内容の項(1枚目)	1行目	10字目～22字目
	6行目	17字目～20字目
出張復命書(水産振興課長及び漁港活性化室長) 報告内容の項(1枚目)	6行目	18字目～21字目

※ 行数：上からの数。項目名を含む。 字数：句読点・記号を含む。

諮問（第2号）に関する審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成 28 年 4 月 22 日	実施機関から浜田市情報公開審査会に対し諮問
平成 28 年 5 月 25 日	異議申立人から意見書を受理
平成 28 年 6 月 3 日 (審査会第1回目)	実施機関から意見書を受理 実施機関から意見聴取 審議
平成 28 年 6 月 9 日 (審査会第2回目)	異議申立人から意見聴取 審議
平成 28 年 6 月 16 日 (審査会第3回目)	実施機関から意見聴取 審議
平成 28 年 6 月 24 日	浜田市情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

浜田市情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	現職	備考
岩本浩史	島根県立大学准教授	会長
岡本寛	島根県立大学講師	
寺田悟	行政相談委員	
名古屋薫	司法書士	
渡部恵子	元 浜田市健康福祉部長	